

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に関する緊急要望

新型コロナウイルス感染症については、4月7日に7都府県に緊急事態宣言が発令され、4月16日には、対象区域が全国に拡大されるとともに、京都府は、同日改正された基本的対処方針において、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていくべき「特定警戒都道府県」とされたところです。

こうした状況等を踏まえ、取り急ぎ、先般閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において位置づけられた施策に関して、下記のとおり緊急に要望します。

記

1. 民間金融機関における実質無利子・無担保融資制度の上限額の大幅な引上げ

今般創設される制度融資を活用した民間金融機関における実質無利子・無担保・保証料減免の金融支援制度においては、融資限度額が3,000万円とされているところ、比較的大きな資金需要がある中小企業等の資金繰りを強力に支援するため、日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付（中小企業事業）」と同様に、融資限度額を3億円（実質無利子となる限度額は1億円）へと引き上げること。

2. 地域の実情を踏まえた中小企業等への強力な支援

今般創設される「地域企業再起支援事業」（200億円）は、都道府県による地域の実情を踏まえた効果的な中小企業等の支援に寄与するものであるが、厳しい情勢にある地域の中小企業等に対して十分な支援を行き渡らせるためにも、同事業に係る予算の大幅な増額を行うこと。

3. 休業要請等に協力した中小企業・個人事業主に対する給付金に係る財政措置

緊急事態宣言の対象区域の特定都道府県知事が、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいて行った休業要請等に協力した中小企業・個人事業主に対して給付金による支援を講じた場合、当該給付金について、今般創設される「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）」の交付の対象とするとともに、宣言の対象区域が全国に拡大されたことを踏まえ、同交付金について予算の大幅な増額を行うこと。

また、同交付金を活用した地方自治体の予算措置を迅速かつ円滑に行うことができるよう、地方自治体ごとの交付限度額について、できるだけ早期に示すこと。

令和2年4月17日

京都府知事 西脇 隆俊